

海老名市環境保全対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギー等の有効利用の促進と低炭素社会の実現に寄与するため、環境保全対策を推進する設備を設置し、又は低公害車を購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線及び逆潮流有り
で連系している太陽光発電システムをいう。
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電池 リチウムの酸化及び還元により電気的エネルギーを供給するもので、蓄電部がリチウムイオン蓄電池であるものをいう。
- (3) エネファーム 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気及び熱の供給を主目的とした施設をいう。
- (4) HEMS（ヘムス） 住宅用エネルギー管理システムの略。家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの見える化を図るとともに、エネルギー利用の効率化及び電力需要の制御を測る機器をいう。
- (5) V2H充放電設備 電気自動車(EV)又はプラグインハイブリッド自動車(PHV)への充電並びにEV又はPHVから施設へ電気を放出し、及び電力を供給することができる装置をいう。
- (6) 低公害車 電気自動車及び燃料電池自動車をいう。

(補助対象設備等)

第3条 補助の対象となる設備及び低公害車（以下「補助対象設備等」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 太陽光発電施設 市販されている太陽光発電施設で電力会社と電力受給契約を締結しているもの。ただし、未使用品に限る。
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電池 環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金における登録済製品であるもの
- (3) エネファーム 一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定した機器であるもの
- (4) HEMS 環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金にかかるHEMS（エネルギー計測装置）の要件を満たすもの
- (5) V2H充放電設備 経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象となる設備であるもの
- (6) 電気自動車 経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の補助対象車両であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているもの。ただし、同法第9条に規定する登録が初めて行われるものに限る。
- (7) 燃料電池自動車 経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の補助対象車両であって、自動車検査証に当該自動車の燃料が水素であることが記載されているもの。ただし、同法第9条に規定する登録が初めて行われるものに限る。

2 補助対象設備等の設置、購入等の期限は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、補助対象設備等が本市の奨励金、補助金又は助成金の交付を受ける又は既に受けた設備である場合は、補助の対象としない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市税及び国民健康保険税を滞納していない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。この場合において、二世帯住宅等で1つの建物に同一の補助対象設備等を複数設置するときには、当該設備の利用に係る電力契約等をそれぞれ

れの申請者が結んでいることを条件とする。

- (1) 現に市内に住所を有し、居住している者であって、自己が居住している建物等に補助対象設備等の設置又は購入（リース取引による取得を含む。以下同じ。）をする者
- (2) 市内に事業所を有する法人又は個人であって、市内の事業所等に補助対象設備等の設置又は購入をする事業者
- (3) 市内に自己が居住するために建設する住居用の建物等に補助対象設備等（低公害車を除く。）を設置する者
- (4) 市内に自己が居住するために補助対象設備等（低公害車を除く。）があらかじめ設置された新築住宅を購入する者

2 前項の規定にかかわらず、海老名市住みよいまちづくり条例（平成30年条例第1号）による開発技術基準に規定する特殊緑化として太陽光発電施設を設置する者は補助の対象としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額又は設置若しくは購入に係る経費の3分の1の額のいずれか低い額とする。

- (1) 太陽光発電施設 発電能力1キロワットにつき20,000円とし、200,000円を上限とする。
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電池 1設備につき70,000円
- (3) エネファーム 1設備につき60,000円
- (4) HEMS 1設備につき10,000円
- (5) V2H充放電設備 1台につき30,000円
- (6) 電気自動車 1台につき150,000円
- (7) 燃料電池自動車 1台につき400,000円

2 前項第1号及び第4号に掲げる補助対象設備等に加え、同項第2号、第3号又は第5号に掲げる補助対象設備等を同時に設置するときは、前項の補助金額にスマートハウス加算として20,000円を加算する。

- 3 補助対象者が同一年度中に受けることのできる補助金は、補助対象設備等ごとに、原則として1回とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、太陽光発電施設を増設する場合にあっては、増設分と既設分の発電能力を合わせて10キロワットを上限に、増設する太陽光発電施設の発電能力1キロワットにつき20,000円を補助金の額とする。ただし、増設分の設置又は購入に係る経費の3分の1の額が、補助金の額を下回る場合は設置又は購入に係る経費の3分の1の額を補助金の額とする。
- 5 第1項、第2項又は前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市環境保全対策支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に別表第2に掲げる補助対象設備等の区分に応じ、同表に定める時期までに、同表に定める書類、その他市長が必要と認めた書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、その旨を海老名市環境保全対策支援事業補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(変更又は中止)

第8条 前条の規定による通知により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業に変更が生じたとき又は中止しようとするときは、海老名市環境保全対策支援事業変更交付・中止申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、同一の補助対象事業内で交付決定額に変更のない場合はこれを省略できるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかにその旨を海老名市環境保全対策支援事業補助金変更交付・中止決定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知する。

(完了届等の提出)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、海老名市環境保全対策支援事業完了届（第5号様式。以下「完了届」という。）に別表第3に掲げる補助対象設備等の区分に応じ、同表に定める時期までに、同表に定める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定のほか、その他必要と認めた書類があるときは、補助事業者に提出を求め、補助事業者は、必要な書類を提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、その旨を海老名市環境保全対策支援事業補助金確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知する。

(補助金の交付等)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに海老名市環境保全対策支援事業補助金交付請求書（第7号様式）により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付する。

(補助対象設備等の管理)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置し、又は購入した補助対象設備等については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(使用等の禁止)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置し、又は購入した補助対象設備等を、別表第4の年数を経過する前において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項に規定する使用等の市長の承認を受けようとするときは、取得財産の処分等に関する承認申請書（第8号様式）により市長に申請しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当し、補助事業の目的が達成できないと認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
- (4) 取得財産の設置の日から起算して別表第4に規定する年数を経過する前に処分等を行ったとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、海老名市環境保全対策支援事業補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により、補助事業者へに通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第2項の規定による通知をした場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、海老名市環境保全対策支援事業補助金返還通知書（第10号様式。以下「通知書」という。）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項に規定する命令を受けたときは、通知書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返納しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以後になされた申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の海老名市環境保全対策支援事業補助金交付要綱第1号様式から第10号様式及び別紙2による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

《平成12年6月5日・制定》

《平成14年4月1日・一部改正》

《平成15年4月1日・一部改正》

《平成15年9月1日・一部改正》

《平成16年4月1日・一部改正》

《平成18年4月1日・一部改正》

《平成18年9月1日・一部改正》

《平成19年4月1日・一部改正》

《平成20年4月1日・一部改正》

《平成20年6月1日・一部改正》

《平成21年4月1日・一部改正》

《平成22年4月1日・一部改正》

《平成22年10月1日・一部改正》

《平成23年4月1日・一部改正》

《平成24年4月1日・一部改正》

《平成25年4月1日・一部改正》

《平成26年4月1日・一部改正》

《平成27年4月1日・一部改正》

《平成28年4月1日・一部改正》

《平成29年4月1日・一部改正》

《平成29年4月3日・一部改正》

《平成30年4月1日・一部改正》

《令和2年4月1日・一部改正》

《令和3年4月1日・一部改正》

《令和5年4月1日・一部改正》

《令和6年4月1日・一部改正》

《令和7年7月1日・一部改正》

別表第 1（第 3 条関係）

補助対象設備等の区分	設置、購入等の期限
太陽光発電施設、定置用リチウムイオン蓄電池、エネファーム、H E M S 及び、V 2 H 充放電設備	設置を行う年度の 3 月末日（海老名市の休日を定める条例（平成元年条例第14号）に規定する休日に当たるときはこれらの日の前日）まで
電気自動車	道路運送車両法第 9 条に規定する登録の実施は、購入を行う年度の 3 月末日（海老名市の休日を定める条例（平成元年条例第14号）に規定する休日に当たるときはこれらの日の前日）まで
燃料電池自動車	道路運送車両法第 9 条に規定する登録の実施は、補助金交付決定日の 3 月後の末日又は神奈川県燃料電池自動車導入補助金の交付を受けている場合にあっては当該補助金の交付決定日の 3 月後の末日のいずれか遅い日まで。ただし、購入を行う年度の 3 月末日（海老名市の休日を定める条例に規定する休日に当たるときはこれらの日の前日）を超過してはならない。

別表第 2（第 6 条関係）

補助対象設備等の区分	申請時期	添付書類
太陽光発電施設	着工の前まで又は当該設備があらかじめ設置された新築住宅の引渡し前まで	（１） 工事請負契約書の写し（収入印紙が貼られており、本人及び施工業者の捺印のあるもの）又は建売住宅の売買契約書等の写し（太陽光発電システム付きで

		あることが確認できるもの) (2) 補助対象工事の内訳書(発電設備に係る内訳(金額を含む。))が記載されているもの) (3) 太陽光発電システムを構成する機器の仕様書(太陽電池モジュールの型式、最大出力及び使用枚数並びにパワーコンディショナのメーカー名、型式及び定格出力が記載されているもの) (4) 設置予定場所を示す地図 (5) 太陽電池モジュールの設置図面
定置用リチウムイオン蓄電池	着工の前まで又は当該設備があらかじめ設置された新築住宅の引渡し前まで	(1) 工事請負契約書の写し(収入印紙が貼られており、本人及び施工業者の捺印のあるもの)又は建売住宅の売買契約書等の写し(蓄電池システム付きであることが確認できるもの) (2) 補助対象工事の内訳書(蓄電池システムに係る内訳(金額を含む。))が記載されているもの) (3) 蓄電池システムの仕様書(メーカー名及びパッケージ型番が記載されているもの) (4) 設置予定場所を示す地図

		(5) 配置予定箇所を記載した平面図
エネファーム	着工の前まで又は当該設備があらかじめ設置された新築住宅の引渡し前まで	(1) 工事請負契約書の写し（収入印紙が貼られており、本人及び施工業者の捺印のあるもの）又は建売住宅の売買契約書等の写し（エネファーム付きであることが確認できるもの） (2) 補助対象工事の内訳書（エネファームに係る内訳（金額を含む。）が記載されているもの） (3) 燃料電池システムの仕様書（燃料電池ユニットのメーカー名及び型式並びに貯湯ユニットのメーカー名及び型式が記載されているもの） (4) 設置予定場所を示す地図 (5) 配置予定箇所を記載した平面図
H E M S	着工の前まで又は当該設備があらかじめ設置された新築住宅の引渡し前まで	(1) 工事請負契約書の写し（収入印紙が貼られており、本人及び施工業者の捺印のあるもの）又は建売住宅の売買契約書等の写し（H E M S 付きであることが確認できるもの） (2) H E M S の内訳書（H E M S に係る内訳（金額を含む。）が

		記載されているもの) (3) HEMSの仕様書(メーカー名及び型式が記載されているもの) (4) 設置予定場所を示す地図 (5) 配置予定箇所を記載した平面図
V2H充放電設備	着工の前まで又は当該設備があらかじめ設置された新築住宅の引渡し前まで	(1) 工事請負契約書の写し(収入印紙が貼られており、本人及び施工業者の捺印のあるもの)又は建売住宅の売買契約書等の写し(V2H充放電設備付きであることが確認できるもの) (2) 補助対象工事の内訳書(V2H充放電設備に係る内訳(金額を含む。))が記載されているもの) (3) V2H充放電設備の仕様書(メーカー名及びパッケージ型番が記載されているもの) (4) 設置予定場所を示す地図 (5) 配置予定箇所を記載した平面図
電気自動車	道路運送車両法第59条に規定する新規検査の申請の前まで	(1) 注文書 (2) 保管予定場所を示す地図 (3) 保管予定箇所を記載した平面図

燃料電池自動車	道路運送車両法第59条に規定する新規検査の申請の前まで	(1) 注文書 (2) 保管予定場所を示す地図 (3) 保管予定箇所を記載した平面図
---------	-----------------------------	--

別表第3（第9条関係）

補助対象設備等の区分	報告時期	添付書類
太陽光発電施設	設置完了した日から20日以内又は補助事業を行う年度の3月末日（海老名市の休日を定める条例に規定する休日に当たるときはこれらの日の前日）のいずれか早い日まで	(1) 支払を証する書類（領収書、ローン契約書又はリース契約書）の写し (2) 設置した太陽電池モジュールの出力対比表 (3) 電力会社との契約が確認できる書類の写し (4) 対象システム等の設置状態を示す写真（建物全体写真、太陽電池モジュールの写真並びにパワーコンディショナ全体及び銘板の写真） (5) 太陽電池モジュールの設置図面
定置用リチウムイオン蓄電池	設置完了した日から20日以内又は補助事業を行う年度の3月末日（海老名市の休日を定める条例に	(1) 支払を証する書類（領収書、ローン契約書又はリース契約書）の写し (2) 保証書の写し

	規定する休日に当たるときはこれらの日の前日のいずれか早い日まで	(3) 対象システム等の設置状態を示す写真（全体及び銘板の写真） (4) 配置箇所を記載した平面図
エネファーム	設置完了した日から20日以内又は補助事業を行う年度の3月末日（海老名市の休日を定める条例に規定する休日に当たるときはこれらの日の前日）のいずれか早い日まで	(1) 支払を証する書類（領収書、ローン契約書又はリース契約書）の写し (2) 保証書の写し (3) 対象システム等の設置状態を示す写真（貯湯ユニット全体及び銘板の写真並びに燃料電池ユニット全体及び銘板の写真） (4) 配置箇所を記載した平面図
H E M S	設置完了した日から20日以内又は補助事業を行う年度の3月末日（海老名市の休日を定める条例に規定する休日に当たるときはこれらの日の前日）のいずれか早い日まで	(1) 支払を証する書類（領収書、ローン契約書又はリース契約書）の写し (2) 保証書又は出荷証明書の写し (3) 対象システム等の設置状態を示す写真（設備全体及び銘板の写真） (4) 配置箇所を記載した平面図
V 2 H 充放電設備	設置完了した日から20日以内又は補助事業を行う年度の3月末日（海老名市の休日を定める条例に規定する休日に当たるときはこれらの日の前日）	(1) 支払を証する書類（領収書、ローン契約書又はリース契約書）の写し (2) 保証書の写し (3) 対象システム等の設置状態を示す写真（全体及び銘板の写

	のいずれか早い日まで	真) (4) 配置箇所を記載した平面図
電気自動車 燃料電池自動車	納車完了した日から20日 以内又は補助事業を行う 年度の3月末日（海老名 市の休日を定める条例に 規定する休日に当たると きはこれらの日の前日） のいずれか早い日まで	(1) 支払を証する書類（領収書、 ローン契約書又はリース契約 書）の写し (2) 自動車検査証記録事項の写し (3) 写真（ナンバープレートを含 めた全体写真） (4) 配置箇所を記載した平面図

別表第4（第13条・第14条関係）

補助対象設備等	年数
太陽光発電施設	10年
定置用リチウムイオン蓄電池	6年
エネファーム	6年
H E M S	5年
V 2 H 充放電設備	5年
電気自動車、燃料電池自動車	4年